

岡崎市短期集中型通所サービス事業業務仕様書

1 業務名

岡崎市短期集中型通所サービス事業業務

2 業務の目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療の専門職が通所と訪問を組み合わせたサービスを短期集中的に提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、更にはサービス終了後においても、地域の通いの場への参加等により、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるような支援を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 内容

短期集中型通所サービスは、通所と訪問を組み合わせたリハビリテーションを中心としたサービスであり、業務の概要は以下のとおりとする。なお、業務を実施するに当たり地域包括支援センター等の支援者等と随時情報共有を図ること。

ア 通所

運動器の機能向上を中心に栄養改善や口腔機能の向上に関することを複合的に実施することで、利用者の生活機能の維持・改善を促進する。さらにはセルフケアに向けた動機づけを行うことによって、サービス終了後も継続的に機能維持・改善を図るための支援を行う。

イ 訪問

生活の場における日常生活の課題に対する助言、指導及び環境調整等を行う。さらにはサービス終了後も自立した生活を送ることができるように継続的なセルフケア意識の定着や社会参加を図るための支援を行う。

※通所、訪問の各プログラム内容は別に定める岡崎市介護予防・認知症予防プログラムを参考に実施すること。

(2) 提供期間・回数・時間

利用者1人につき、提供期間は1クール6か月までとし、通所は原則6か月間(週1回・120分)、訪問は1クールの内に必ず1回・60分以上実施するものとし、最大3回まで実施できる。

通所の提供は、サービス提供日が年末年始・祝日と重なることで少なくなる場合、介護保険更新申請等と重なる場合及び利用者が利用できないと認められる場合等は7か月目以降の利用も可とする。

訪問の提供は短期集中型通所サービスの利用が決定した日から短期集中型通所サービスを終了する期間内であれば、何時に提供してもよい。

(3) 業務手順

ア 事前アセスメント

利用者の体力水準や生活機能等の状況を把握するために身体機能、口腔機能

及び栄養機能のアセスメントを行う。

事前にアセスメントできなかった項目については、プログラム開始月に実施すること。

イ 短期集中型通所サービス計画書の作成

事前アセスメントの結果や利用者の意向を踏まえて、プログラムの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画書を作成する。

ウ サービス内容の実施

個別サービス計画書に基づき、プログラムを実施する。プログラム内容については別に定める「岡崎市介護予防・認知症予防プログラム」を参考にすることとし、特に以下の事項を注視して実施すること。

- (ア) 運動プログラムにおいては、立ち上がり・歩行・階段昇降といった日常生活行為に必要な抗重力筋（大腿四頭筋や大殿筋など）を中心に鍛えること。
- (イ) 筋力向上には、最大筋力の6割以上の負荷を用いて運動する必要がある。反復回数の最後の2～3回の疲労感を聞き取り、「ややきつい」を目安に負荷量を設定すること。ただし、判断は、利用者の主観に任せることなく、従事者が利用者の代償運動の有無や動作のスムーズさ、さらには運動中の表情などを観察し総合的に行うこと。
- (ウ) 提供するプログラムは、利用者の意向を踏まえながら個別サービス計画書に沿って実施すること。ただし、利用者の意向に任せるだけのプログラムの提供とならないよう、従事者の専門性を発揮しながら実施すること。
- (エ) 本サービスにおいては利用者の自発性を促し、利用日以外もしくはサービス終了後も生活において運動を導入するなど、活動的な生活を送ることが重要である。そのためには面談を活用するなど、利用者の「活動」「参加」を意識し、意欲向上に働きかける取り組みをすること。
- (オ) プログラムの実施にあたっては、運動に加え栄養、口腔及び認知症予防に働きかけた複合的なプログラムを提供すること。

なお、通所と訪問を担当する職員が異なる場合は、十分な情報共有を行うことで、効果的なプログラムの提供を行うこと。

エ 中間アセスメント

プログラムを実施して3か月目に、中間アセスメントとして、事前アセスメントで実施した項目を測定し、目標の達成に向けて必要であればプログラム内容等について見直しを行う。

オ 事後アセスメント

プログラム終了月又はプログラム終了後、事後アセスメントとして、事前アセスメントで実施した項目を再度測定し、目標の達成状況や生活機能等のアセスメントを実施する。

4 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 事業者名・実施場所・担当圏域

事業者名、実施場所及び担当圏域等は別紙のとおりとする。

6 提出書類

サービス開始前、サービス終了後ごとに、請求書や報告書など市が指定する様式を提出すること。

7 研修会の実施

本市が定期的実施する研修会に必ず参加すること。

8 その他

本仕様書に記載がない事項は、「岡崎市短期集中型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定めるとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。